

＜農用地利用計画変更申出書＞  
提出時の必要書類及び添付順序

【提出部数：2部（正本・副本各1部）】

順序	必要書類	正本	副本	備考
1	農用地利用計画 変更申出書	原	写	申出者及び手続者の連絡先を明記すること
2	除外の必要性（別紙1）	1	1	変更の必要性を具体的に明記すること
3	当該土地の選定理由 （別紙2）	1	1	選定した理由を具体的に明記し、他の土地では立地できない理由を明らかにすること
4	担い手への影響（別紙3）	1	1	担い手が利用権設定されている場合
5	位置図	1	1	地形図により、申出地を中心に表示すること 場外排水経路を明記のこと(1/2,500 程度)
6	公図	1	1	隣地地目及び所有者を記入すること 土地整理図でも可
7	求積図	1	1	分筆する場合に必要 分筆後の登記面積とは1㎡の位まで一致すること
8	建物等配置計画図	1	1	排水経路（汚水・雨水）、合併浄化槽（人槽）、方位を明記のこと 分筆の場合、農地との境に工作物を明記のこと
9	土地所有地（交渉地） 一覧表	1	—	一覧表に番号、所在地、所有者、面積、地目、不調理由を記入すること
10	課税台帳登録事項 証明書 （土地・家屋名寄帳）	1	—	最新のものを提出すること 市民課発行、写し可 課税明細書の写しでも可
11	土地所有地（交渉地） 一覧図	1	—	地形図により、所有地（交渉地）全部を表示し、所有地（交渉地）一覧表の番号を表示すること
12	土地改良区意見書	原	—	関係土地改良区の意見書を下記の期日までに添付すること（休日の場合は翌日） 5月申出：6月1日まで、8月申出：9月1日まで 11月申出：12月1日まで、2月申出：3月1日まで
13	委任状	原	—	行政書士などに申出を委任する場合
14	調査書（農用地利用計画 変更申出に関する関係法令の調整状況）	原	—	農政企画課を含む担当課において協議し、結果を記入のうえ提出すること

※必要に応じてその他資料を求める場合があります。

※石野・藤岡・松平地区における農家分家住宅の場合は9，10，11不要

〈問合せ先〉

豊田市役所 産業部 農政企画課 農政担当

電話：0565-34-6640

FAX：0565-33-8149

メール：nousin@city.toyota.aichi.jp